

第5 市町村たばこ税

令和2年度における市町村たばこ税の収入済額は、前年度に比べて2.8%の減となっている。(第2-29表)

税率については、平成27年度税制改正により、旧3級品の紙巻たばこの税率改正(税率の引上げ)が行われることとなったが、激変緩和措置の観点から、4段階に分けて引上げされることとなっており、令和2年度は5回目の引上げが実施されている。(第2-30表)

第2-29表 たばこの売渡し本数及び税収入額の推移

(単位：千円、%)

年度 区分	28	29	30	R1	R2	増減率			
						29/28	30/29	R1/30	R2/R1
売渡し本数 (千本)	6,700,168	6,280,836	5,932,290	5,683,688	5,325,144	△ 6.3	△ 5.5	△ 4.2	△ 6.3
収入済額 (千円)	34,488,193	32,550,197	31,999,363	32,184,990	31,271,705	△ 5.6	△ 1.7	0.6	△ 2.8

(注) 1 売渡し本数は普通交付税基礎数値による。
2 収入済額は「決算統計(第6表)」による。

第2-30表 市町村たばこ税の税率の推移

年度 区分	28	29	30	R1	R2
税率 (円/千本)	5,262 (紙巻たばこ等) 2,925 (旧3級品の紙巻たばこ)	5,262 (紙巻たばこ等) 3,355 (旧3級品の紙巻たばこ)	5,262 (~9.30) 5,692 (10.1~) (紙巻たばこ等) 4,000 (旧3級品の紙巻たばこ)	5,692 (紙巻たばこ等) 4,000 (~9.30) 5,692 (10.1~) (旧3級品の紙巻たばこ)	5,692 (~9.30) 6,122 (10.1~) (紙巻たばこ等) (旧3級品の紙巻たばこ)